



あいづ

〔発行〕自治労

福島県本部会津総支部

〔所在地〕会津若松市西栄町

7-9 会津労働福祉会館2階

〔連絡先〕

jitirou.aizu@gmail.com

(携帯) 090-3361-8400

【図表1】八王子市職労

項目	説明	摘要
人口	56万人	
職員数	5,261人 (内会計年度 2,677人)	
(取組み概要)		
■市民部事務所の窓口時間短縮(2024年度) (1時間30分の短縮)		
①八王子駅南口総合事務所 ※商業施設の開始時間に合わせる。 ※9:00~10:00は、リモート窓口対応。 平日 8:30~19:00⇒10:00~19:00 日曜 8:30~17:00⇒10:00~17:00		
②南大沢事務所 ※商業施設の開始時間に合わせる。 平日・日曜 8:30~17:00⇒10:00~17:00		
③その他事務所 ※併設施設の開始時間に合わせる。 平日 8:30~17:00⇒9:00~16:00		
■窓口開庁時間短縮のメリットとデメリット		
①メリット		
・以前は、開庁時間中に手分けして行っていた業務を開庁時間前に集中して行える。		
・同じく、開庁時間の8時30分までに開庁準備を行うため設けていた早番が不要になる。(早番はシフトを組んでいたため育児等でシフトに入れない職員がいた。)		
・開庁間際の市民に対応できる。(以前は5時を過ぎると他の自治体は電話に出ないことがあった。)		
・10時から16時までの開庁時間により、会計年度任用職員の勤務時間にも余裕ができる。		
②デメリット		
・人員減の可能性		
・バックヤード業務(各種データ処理、接遇研修やミーティング等々)の押し付けられ感		
・市民にとって、マイナンバーカードの保有の有無により格差が生じる。		

【図表2】古賀市職労

項目	説明	摘要
人口	5万9千人	
職員数	403人 (内会計年度 35人)	
(取組み概要)		
■住民票等のコンビニ交付が5割を超えた⇒市役所の窓口受付時間の短縮へ		
①現行8:30~17:00⇒変更後9:00~16:00		
②実施時期:2025年1月~		
③対象施設:市役所全フロア、上下水道庁舎等		
④電話受付時間も、2025年4月から9:00~16:00へ		
■受付時間短縮までの経過		
・2023年10月:確定闘争の職場オルグで提案あり⇒当該職場の所属長と交渉⇒所属長から市長へ短縮提案		
・2024年1月:庁議にて全施設の短縮を念頭に検討開始を確認		
・2024年2月:先進地視察(つくば市)		
・2024年3月:議会で「窓口受付時間の短縮検討」表明		
・2024年4月:職員プロジェクトチーム設置(労組関与なし)、同時に労組のプロジェクトチーム設置		
・2024年5月:全国の自治体へのアンケート実施提案		
・2024年7月:市当局が全国の自治体へアンケートノ		

▼さて、今回は、去る8月4日にWEBで開催された、本部の課題別学習会「開庁時間短縮の実態と課題」の資料を基に記載します。なお、学習会の聴講はしていませんので念のため申し添えます。

▼学習会では、①八王子市職労、②福岡県古賀市職労、③宮崎県都城市職労から取り組み報告があったようです。その概要は「図表1」〜「図表3」のとおりです。

▼以下、窓口の「開庁時間短縮」に対する自治労本部の考え方をもとに何点か記載します。

▼自治体において、本庁舎等の窓口開庁時間と勤務時間が一致している場合(一般的には、午前8時30分〜午後5時15分)、業務の準備や片付け、所属内での申し送り・情報共有等が「超過勤務」もしくは「不払い」となる実態があると思います。これらに対して、組合としては、適正な労働条件が確立できるよう取り組む必要があります。

▼窓口の開庁時間を短縮することで、前述の「超過勤務」の縮減や「不払い」をなくすことにつながることから、職員の働き方改革の

- ・2024年8月:管理職から意見・質問集約、全庁共有
 - ・2024年9月:全職員から意見・質問集約、全庁共有
議会総務委員会に報告
窓口受付時間短縮ガイドラインを確定し記者発表
 - ・2024年10月:広報紙等々にて市民への周知開始
 - ・2024年11月:区長会経由で回覧板にて市民周知
 - ・2024年12月:全職員アンケート実施
職員研修会スタート(全5回)
 - ・2025年1月:窓口受付時間短縮スタート
 - ・2025年6月:電話受付時間短縮スタート
- ※短縮した職場は、31課中27課(対象外は、生涯学習推進課、図書館等)
- 市職労としての(短縮前の)課題認識等
- ・短縮提案のあった職場は「市民国保課」
 - ・勤務時間と開庁時間が同一だと、始業前の準備や朝礼が、ただ働きとなってしまふ。
 - ・窓口に来客者が残っていることも多く、職場オルグを実施しても全員参加が困難であった。
 - ・短縮は、勤務条件の変更ではないため事前協議の対象外となるが、勤務環境の変更であることから組合の意見を聞くように要請→確認

紙面学習

シリーズ 35

『開庁時間の短縮』

も「超過勤務の縮減」「不払い残業の撲滅」のためにも『窓口開庁時間の短縮』に取り組もう！

当面の日程

- 9月6日(土)
〇11:00~県南・会津総支部交流会
(藤沼湖バーベキューサイト)
- 9月13日(土)
〇10:00~県本部現業評議会定期総会・学習会(郡山市 県農業総合センター)
- 9月18日(木)
〇13:30~県本部第9回単組代表者会議(福島GP)
- 9月20日(土)
〇9:00~県本部現業評議会住民アピール行動(会津若松市スマートシティAiCT)

学習の強化と交流で組織を強化しよう！

【図表3】都城市職労

項目	説明	摘要
人口	16万5千人	
職員数	1,401人 (会計年度を含まず)	
(取組み概要) ■交渉へ向けて - 窓口来庁者数の時間帯が把握できる2課の状況を見ると、「8時台と17時台の窓口を閉めても、ほとんど影響が出ない」ことが分かった。 - 窓口時間の短縮によって、業務改善や事業の検討を行う時間が確保でき、職員の時間外勤務を減らすことができる。 ■取り組み経過 2024年9月：当局と事務レベル協議 2024年11月：貴金確定交渉で要求（交渉日の数日前に宮崎市が翌年6月から窓口時間短縮を実施する旨の報道あり）。交渉の数日後から当局内で協議が行われた。 2024年12月：庁内で課題の整理 2025年1月：「GW明けから実施する」旨の記者発表 2025年4月：市の広報紙に掲載（HPでは1月から周知） ■実施内容とその影響等 - 変更前：8:30～17:15→変更後：8:45～16:30 - 初日は不安が大きかったが、慣れるのに時間は必要なかった。 - 窓口対応時間が短縮となり、気持ちが少しラクになった。 8:45と16:30に館内チャイムが流れるようになったため、来庁者も職員にもわかりやすい。 - 現時点でトラブルは起きていないが、仮に起きても職場で協力して対応していくだけ。 - デジタル化の推進や人口減少、職員の人員不足を考慮すると、いつの日か取り組むことになる。今、改革しても、5年後に改革しても、様々な意見が出ることに大差はないはず。職員不足の状態になる前に、今、改革をすれば、みんなで協力して対応することが可能。		

手法となり得るわけです。ですから、当局に対して①他自治体における取り組み事例や、②各窓口における時間帯別の来庁者数等々、その実態の把握と、検討を進めるように要求することが必要です。

▼また、開庁時間の変更に伴い、勤務時間も変更している自治体も見受けられます。導入・実施にあたっては、勤務労働条件の変更にあたることから「交渉事項」として労使協議を行ってください。

▼本部顧問弁護士からの助言

「当局が、『開庁・閉庁時間自体は管理運営事項である』と主張することがありますが、管理運営事項であっても勤務条件に影響を与える場合には労使交渉の対象となります。開庁・閉庁時間は職員の超過勤務に影響するため

勤務条件に影響を与えるといえ、労使交渉の対象となります。申し入れの際には、例えば『超過勤務の是正・縮減のための開庁・閉庁時間の変更』等、勤務条件に影響を与える旨を明示するとよいでしょう。」

▼最後に、全国状況についてです。【図表5】は、自治労本部が各自治体のHP等を基に、①実施している自治体、②今後実施予定の自治体の状況を集約したものです。これによると、開庁30分、閉庁15分短縮の「45分短縮」が一番多い結果となっています。具体的には、午前9時開庁、午後5時閉庁となります。県内では、いわき市が本庁舎市民課窓口を午前9時から午後4時に短縮していますのでHP等でご確認ください。

【図表5】本部資料「開庁時間変更自治体一覧」（7月末現在）より
《短縮時間の傾向》

短縮時間	自治体数	具体的な短縮方法
15分	3	閉庁15分
30分	9	①開庁15分・閉庁15分、②閉庁30分
45分	22	開庁30分・閉庁15分 等
60分	19	①開庁30分・閉庁30分、②開庁15分・閉庁45分
75分	12	開庁30分・閉庁45分
90分	4	開庁30分・閉庁60分 等
105分	2	開庁30分・閉庁75分

※自治労本部において、自治体のHP等で確認できたものを集計した資料です。これによると、既に実施している自治体が「50」、今後実施予定が「21」となっています。

【図表4】本部第99回定期大会 運動方針案より

3. 長時間労働是正と人員確保、安全衛生の推進
【長時間労働是正と労働者の視点による働き方の改革】
7. 始業時の準備や終業時の片付けや朝礼・終礼等が勤務時間を超えて発生している状況があるため、以下の通り点検し、是正を求めます。
①時間外労働が発生している場合は、勤務時間内で行われるよう是正を求めます。
②管理職等の指示の有無に関わらず、発生している時間外労働については、手当の支給を求めます。
③近年、時間外労働の縮減や職員の働き方改革の一環として、窓口の開庁時間を短縮する自治体もあります。改善する手法の一つと捉え、当局に対して実態の把握と検討を求めます。
本部は、全国的な導入事例や効果を検証し、県本部・単組との共有と総務省等への必要な対策を行います。

総支部HP

会津総支部ホームページのトップページです。



機関紙

総支部機関紙のバックナンバーは、こちらから。



▼いよいよ9月です。今年も残すところ4か月、1年の3分の2が終わったということです。早いですね。

▼9月は秋の始まりの月、でも厳しい残暑が続いています。秋は「食欲の秋」「読書の秋」「スポーツの秋」等々、いろいろあります。少し先になりますが、「紅葉」もありますね。県本部HPも担当していますが、トップページ用の写真撮影に行かなきゃならない。今年は、どこの紅葉にしようか：（HP用の写真募集中です）。（坂内）

編集後記



機関紙の内容について職場の仲間と話し合おう！